第3回 ユニバーサルサービスワーキンググループ 参考資料

# 第2回会合の主な意見

2024年3月6日 事務局

# 第2回会合の主な意見①

## ユニバーサルサービスに関する基本的な考え方

## 〈事業者プレゼンにおける意見〉

- NTT
- 音声に加え、メッセージサービス(「LINE」や「+メッセージ」等)も非常に重要なツールであり、災害時においては、モバイル(音声・メッセージサービス)の 重要性がさらに増大することから、利用者目線で考えれば、今後のユニバーサルサービスは、**モバイルを軸とした体系に見直すべき。**
- 固定電話の利用は大幅に減少、コスト効率が悪化する中、2035年度を目途にメタル設備は縮退せざるを得ず、現行のメタル設備を用いた固定電話をユニバーサルサービスとして継続していくことは困難。
- 国民に不可欠なサービスとして、**電話とメッセージサービス、ブロードバンドを対象とすべき。これらサービスについて、**モバイルを軸に、**各地域に最も適した方法で最も適した事業主体がユニバーサルサービス責務を担うよう、行政が適切な事業者を指名**する仕組みとすべき。加えて、これらサービスをモバイルで提供する際のMNOの基地局へのアクセス回線について、安定的かつ経済的に提供可能となる仕組みを構築。
- NTT東西が、最終保障提供責務を担うにあたり、他事業者の設備を活用可能な(技術的に活用可能で、設備に一定の空きがある)場合は、自己 設置によらず、他事業者の設備を活用した柔軟かつ効率的なサービス提供を可能としていただきたい。
- 赤字の全額補填、需要が見込めないエリアでの退出規制や最終保障の義務の解除、全国一律でない料金の許容、他事業者の設備の活用等が、ユニバーサルサービス責務を担ううえでの前提条件。

#### <事業者プレゼンを踏まえた質疑応答における意見>

- ユニバーサルサービスの対象役務の在り方に関するもの
- MNO 3 社が提供する+メッセージやLINE等は、お客様によく使われているという現実があるので、(ユニバーサルサービスとして)提供できるような形が良く、
  電話のユニバーサルサービスをモバイルに代替することで、メッセージサービスも利用が確保される。(NTT)
- 「今やモバイルが生活必需品となっており、重要性が高まっている」という点は、今回の能登半島地震を見ても、そのとおりだが、モバイルが生活必需品となっていることとユニバーサルサービスとして規定されることが完全にイコールかは議論が必要。(林構成員)
- モバイルを軸としたユニバーサルサービス制度のあり方について、かなり具体的なイメージが分かる提案であり、今後の議論のたたき台として、有意義。(岡田構成員)
- モバイル中心という利用実態を踏まえた提案であり、効率性の観点からも、一つの事業者だけでなく全体的な効率性を考慮した提案は良かったのではないか。 (砂田構成員)
- デジタル田園都市国家インフラ整備計画に掲げられたFTTHの世帯カバー率99.9%をどう確保すべきかということを考えるべきであり、モバイルや衛星は、 品質や容量等の技術的な観点で光の代替とはなり得ない。(KDDI)

# 第2回会合の主な意見②

## ユニバーサルサービスに関する基本的な考え方

#### <事業者プレゼンを踏まえた質疑応答における意見>

- ユニバーサルサービスの対象役務の在り方に関するもの
- 海外においてモバイル自体をユニバーサルサービスに位置付けている例はほぼなく、音声・ブロードバンドともに提供手段は固定通信を基盤としている。(KDDI)
- ラストワンマイルの提供手段としてユニバーサルサービスの補完をモバイルが担うことは否定しないが、モバイルが核となることには反対。(ソフトバンク)
- 今回の提案は、お客様の目線でこれからのユニバーサルサービスはどうあるべきかという観点によるもの。諸外国に例がなくとも日本が先駆けとなり、モバイルを軸としたユニバーサルサービスを作っていくことが重要。(NTT)
- ・ メタル、光、モバイルとニーズが変わっても特別な資産を保有するNTTの特殊会社としての責務は変わらない。 (KDDI)
- ユニバーサルサービス交付金制度の在り方に関するもの
- モバイルを軸とした体系に見直すことで、**ラストリゾート責務に係る国民負担も、FTTHすべてでカバーするよりもコストが低減できると想定している。**コスト試算の精査を行い、別途お知らせしたい。(NTT)
- ユニバーサルサービスの交付金制度自体は、国民に負担を強いているので、経済合理性が一番高い方法・主体を選ぶのが重要。(NTT)
- 不採算地域と都市部との料金格差を生じさせないための措置は必要と考えるが、その際、電話+メッセージ、ブロードバンドを問わず、責務を課されるエリアで生じる**赤字は、全額補填を前提とすべき**。(NTT)
- 赤字部分を全額交付金で補填することが提案されているが、それならば**アクセス回線を分離する必要**がある。(ソフトバンク)
- 電話やメッセージサービス、ブロードバンドについて、赤字分を交付金で全額補填(国民負担)しようとしたとき、最終的に転嫁される可能性がある国民 が負担しうることが担保されなければならない。(三友主査)
- Messengerも国民の通信手段として広く利用されていることから、LINEやFacebook等にも負担事業者になってもらい、負担事業者を増やすアイデアもありうるのではないか。(砂田構成員)
- 退出規制に関するもの
- 厳格な退出規制をかけると**効率的な提供のための設備投資や研究開発のディスインセンティブ**になるおそれがある。(岡田構成員、砂田構成員)
- 競合MNOは特殊会社ではないにもかかわらず、退出規制を課せられ、提供エリア内での拡大・提供義務を課せられることに反論することが予想される。(株構成員)
- 今後の検討の進め方等に関するもの
- ブロードバンドのユニバーサルサービス制度の議論には長い時間をかけ、ようやく交付金制度も動き始めるタイミングであるところ、提案内容について長期的な 観点であれば理解できるが、**今すぐに実現するということだとしたら早すぎる**と思われる。(春日構成員)
- 2035年に向けた見直しという時間軸ではなく、メタル設備も、例えば都市部から段階的に巻き取ることも考えられるため、**なるべく早く議論を進めていくことが望ましい**。(NTT)

# 第2回会合の主な意見③

# 電話のユニバーサルサービスの在り方

#### <事業者プレゼンにおける意見>

- NTT
- 電話+メッセージサービスをユニバーサルサービスとして保証し、利用実態を踏まえ、アクセス手段はモバイルを対象とすべき。
- ・ MNOに対し、**既存の提供エリアでの退出規制と提供エリア内で電波が届かない場所への拡大・提供義務**を課すとともに、**未提供エリアにおける最終** 保障提供青務を課すべき。
- NTT東西は、「従来の固定電話の形態で利用したい」というニーズにお応えし、メタル縮退後も引き続き、ワイヤレス固定電話等の全国提供により、電話の最終保障提供責務を担っていく。
- 利用者は、モバイル(電話+メッセージサービス)とワイヤレス固定電話等(電話のみ)から選択。これらサービスについて、各地域に最も適した方法で最も適した事業主体がユニバーサルサービス責務を担うよう、行政が適切な事業者を指名する仕組みとすべき。
- 最終保障提供責務の担保のために発生する**赤字額については交付金で補填**する等の措置を検討する必要がある。
- 第一種公衆電話は2031年度までに3万台まで削減していくが、**災害時用公衆電話**は、災害時における通信手段確保のために、**今後も維持・提供**していく考え。
- 公衆電話をコスト(光サービスで提供可能とするためのバッテリー設置や課金機能の開発・実装等の追加コスト)をかけて維持していくべきか等、**慎重に検 討**していくことが必要。
- コスト効率が悪化するメタル設備は縮退するとともに、IOWNを含めた光ネットワークの高度化に向けた設備投資へとキャッシュを振り向けていくことで、 我が国の情報通信基盤のさらなる高度化や強靭化を進めていく。

#### く事業者プレゼンを踏まえた質疑応答における意見>

- 音声サービスに関して、**モバイルと固定で役割分担すべきという点は賛同**。(相田主査代理)
- 最終的には、メタルの撤退は必要であり、モバイルを持ちたがらない高齢者等にも時間をかけて理解いただく必要があり、ワイヤレス固定電話等により従来の電話機に繋いで利用してもらうことで理解いただきたい。(NTT)
- 今回の提案を受けて、悪意のある人が地域を回って、固定電話がなくなると言って営業する可能性があるため、NTTにおいては、そのような事態を招かないような広報も始めていただきたい。(長田構成員)
- 長田構成員が懸念されているような事象は起こらないよう対応していきたい。ただし、メタル縮退について、全てが決定された事項ではないため、公表内容に 一定の配慮が必要となることはご理解いただきたい。(NTT)

# 第2回会合の主な意見4

## ブロードバンドのユニバーサルサービスの在り方

#### <事業者プレゼンにおける意見>

- NTT
- ブロードバンドサービスに求める品質水準は、WEBブラウザを用いた基本的な検索機能に加え、リモートワーク・リモート教育等、**何が国民生活に不可欠な** サービスであるか、また、その提供にあたってどの程度のスループットが求められるかを議論することが必要。
- そのうえで、求められるブロードバンドサービスの品質基準等を定め、それを光だけでなくモバイルでも実現可能な仕組みとして検討していくことが必要。
- 上記実現に向け、MNOに対し、既存の提供エリアでの退出規制を課すことに加え、提供エリア内で電波が届かない場所への拡大・提供義務、さらには必要な品質基準を満たさないエリアについて設備増強等による品質保証義務を課すべき。
- ・ これらサービスについて、各地域に最も適した方法で最も適した事業主体がユニバーサルサービス責務を担うよう、行政が適切な事業者を指名する仕組みとすべき。
- 最終保障提供責務を担保するために発生する赤字額については交付金で補填する等の措置を検討すべき。
- 光提供済エリアでは、国民の利便性確保および経済効率性の観点から、既存事業者がサービス継続することが最も重要であり、特に**一者提供エリアにおいては、NTT**東西を含む光サービスの**既存提供事業者に対し、退出規制を課す**ことが必要。
- 未光エリアに光を拡大する場合、経済効率性の観点から、**当該エリアで最も効率的に光を提供可能な事業者**(例:当該エリアで隣接して光サービスを 提供している事業者等)**を行政が指名する仕組み**とすべき。
- NTT東西が未光エリアにサービス拡大する際、他事業者の設備を活用可能な(技術的に活用可能で、設備に一定の空きがある)場合は、当該事業者に対し、設備の貸し出し義務を設定することで、効率的な設備構築を実現していただきたい。
- 最も適した事業者が存在しない、指定した事業者が事業を行うことが困難等により、**提供主体が存在しない地域**においては、**必要十分かつ過大でない** 交付金制度や他事業者の設備を活用したサービス提供の実現等の条件が整えば、NTT東西が最終保障提供責務を担う。
- ブロードバンドの担い手は、地域事業者も含め様々であり、全国一律の料金規制を課すべきではない。
- ・ 引き続き、NTT東西は、電気通信事業法等の法令・ルールを遵守し、ネットワークや線路敷設基盤を他事業者に対して公平に提供していく。

# 第2回会合の主な意見⑤

## ブロードバンドのユニバーサルサービスの在り方

## **<事業者プレゼンを踏まえた質疑応答における意見>**

- 品質保証に関するもの
- モバイルのブロードバンドサービスの品質水準は、そこまで高い品質を求めることは想定していない。現在のブロードバンドのユニバーサルサービスでは 30Mbpsの基準があるが、そこまでは必要ないと考えられるため、今後議論を行い、どの程度の品質保証にするかということを検討する必要がある。 (NTT)
- 品質の基準は、名目速度なのか(実効速度なのか)も含め、難しい議論が必要。(藤井構成員)
- ・ 品質保証義務の検証について、一定の品質水準を定めれば、競争エリアでは、事業者がけん制し合うため、当該水準を超える競争が進展すると想定 される。(NTT)
- 競争が働かない**地域で品質をどのように検証するのか**が課題。(若林構成員)
- 自治体における公設設備の民設移行に関するもの
- 仮にモバイルをユニバーサルサービスとした場合、自治体が整備した光ファイバの民設移行が後退するとの懸念については、民設移行は、比較的直近の 課題であり、長期的な議論とは分けて検討すべき。(NTT)
- 他事業者設備の貸出しに関するもの
- 未提供エリアにおけるサービス提供に当たって貸し出せる設備があるとしたら、それは過剰設備とも考えられ、通常、**他事業者に貸し出せるだけの十分な余** 裕設備があるとはあまり考えられない。(相田主査代理)
- 料金の低廉性確保に関するもの
- FTTHは世帯単位の契約で家族全員が利用できるが、モバイルは家族の人数分で契約する必要があるため、**家庭の負担が増大するおそれがある**。(長田構成員)
- モバイルの利便性を考えると、世帯単位ではなく、個人単位で利用を保証することが望ましいと考えており、1回線あたりの料金の低廉性に着目して議論すべき。(NTT)